

3 番 藤 居 吉 也
5 番 小 森 正 彦
7 番 野 瀬 欣 廣
9 番 西 澤 伸 明

4 番 山 田 光 義
6 番 西 川 誠 一
8 番 木 村 修
10 番 丸 山 恵 二

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長 寺 本 純 二
総務課長 中 村 康 之
会計管理者 福 原 猛
税務課長 望 月 仁
企画監理課長 熊 谷 裕 二
住民人権課長 西 村 克 英
保健福祉課長 山 崎 志保美
産業課長 宮 川 哲 郎
建設水道課長 村 岸 勉
長寺センター館長 大 野 正 人

教 育 長 青 山 繁
教 育 次 長 大 野 けい子
学校教育課長 橋 本 善 明
社会教育課参事 中 川 一 樹
呉竹センター館長 上 田 真 司
総務課参事 村 田 茂 典
保健福祉課参事 大 山 一 弥
建設水道課参事 寺 居 友 彦
総務課長補佐 岩 瀬 龍 平

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋 本 浩 美

書 記 山 脇 理 恵

(午後 2時00分 開会)

○橋本事務局長 では、皆さん、こんにちは。本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。年長の西川議員をご紹介申し上げます。西川議員、議長席にお願いいたします。

○西川臨時議長 ただいまご紹介を受けました、西川です。

会議の始まる前に、この1月1日に発生しました能登半島地震につきまして、お亡くなりになられた方、あるいはまた、被災された方にご冥福とお見舞いを申し上げたいと思いますので、ここで1分間、黙禱をささげたいと思います。よろしく申し上げます。

黙禱。

(黙禱)

○西川臨時議長 黙禱終わり。ありがとうございます。

それでは、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達しておりますので、令和6年第1回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席とします。

日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙は投票により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川臨時議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票で行うことに決定しました。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○西川臨時議長 ただいまの出席議員は10人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 福原議員、2番 木村誠治議員を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙の配布)

○西川臨時議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。
投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川臨時議長 配布漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○西川臨時議長 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。
局長。

(点呼)

(投票)

○西川臨時議長 投票漏れはありませんか。
(「なし」の声あり)

○西川臨時議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
福原議員、木村誠治議員は開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○西川臨時議長 選挙の結果を報告します。
投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、丸山議員が8票、野瀬議員2票、以上のおりであります。
この選挙の法定得票数は3票です。したがって、丸山議員が議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○西川臨時議長 ただいま議長に当選された丸山議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条2項の規定により、当選の告知をします。
議長に当選されました丸山議員の挨拶があります。
丸山議員。

○丸山議員 改めまして、皆さん、ありがとうございます。高いところからありますが、また議会の議長という立場になりまして、議会運営、皆さんと一緒に、これからも甲良の町のために一生懸命頑張っていきたいと思っております。また、何分、分からないときもあるときは、またいろいろ相談をさせていただきたいこともあると思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

これからはやっぱり議会を1つにまとめていく、それから、行政とも1つ
の話を聞く、お互いがやっぱりうまく進んでいかないと、町はよくなり
ないという思いもありまして、今回、立候補させていただきました。今まで
やっぱり行政側と議会がぎくしゃくしていたことに関しては、事実であり
ます。しかし、また新寺本町長を迎えて、甲良町も行政の中も変わって
いこうと思っております。また、ここで議会の方も変わっていかないと
思うので、皆さんが思いを1つになり、また、何分、分からないことがあ
ったら聞きますが、またいろいろと、一応古参でありますので、新人の方
に関してはまた、聞ける範囲のことをまた、遠慮なく私に聞いていただ
きたいと思っております。どうかよろしくお願いたします。

○西川臨時議長 次に、議長が選出されたことにより、議席の変更を行います。
議長を10番とし、西澤議員を9番、木村議員を8番とします。

それでは、移動をお願いします。

(議席の移動)

○西川臨時議長 ありがとうございます。

これで私の臨時議長としての職務は全て終了しました。

議長を交代します。

議長、議長席にお着きください。ご協力ありがとうございました。

○丸山議長 ここで、議事の都合により、しばらく休憩します。

(午後 2時16分 休憩)

(午後 2時21分 再開)

○丸山議長 それでは、議事を再開します。

議事日程の追加についてお諮りします。

本日の議事日程については、お手元に配布いたしましたとおり、新たに日
程第1から日程第20までを追加したいと思っておりますが、これにご異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配布のとおり、議事日程を追加することに決定しました。

追加日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、ただいまご
着席のとおり指定いたしたいと思っております。

追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第127条の規定により、1番 福原
議員、2番 木村誠治議員を指名いたします。

追加日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

これより町長の挨拶、所信表明並びに提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 皆さん、こんにちは。本日は、令和6年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれまして、今般の町議会議員一般選挙に当選されましたこと、心からお祝い申し上げる次第でございます。本日ここに、町民の大きな期待を担われた議員各位をお迎えしての初の議会を開会する運びになりましたことは、町政運営にとりまして誠に喜ばしい限りでございます。

さて、私は1月の選挙におきまして、多くの皆様のご支援をいただき、初当選をさせていただくことができました。厚く御礼申し上げます。

私が町政を担うにあたり、所信表明をさせていただきます。

まず1つ目は、災害に強いまちづくりであります。新年早々、能登半島地震が発生し、甚大な被害となり、非常災害に指定されています。滋賀県は災害が少ない県だと、安心はできません。大陸プレート地震のみならず、活断層による地震予測も見直されているところでもあります。地球温暖化に伴う異常気象が顕著となり、台風の巨大化に伴う暴風、暴雨、線状降水帯による局部地域の集中豪雨、日本海で形成される寒気団の収束帯によるどか雪など、早急なる自然災害への備え、すなわち防災拠点の整備を急ぐ必要があると考えております。すなわち、甲良町の防災センターについて、機能を優先した整備方向を議会と協議し、計画を具体化したいと考えております。また、せせらぎの里こうらの道の駅は、滋賀県で唯一の広域防災拠点に指定されています。県とともに構想・プランを検討しているところですが、こちらの計画についても議会にお示しできるよう、県と調整してまいりたいと考えております。先日2月1日にも、知事にも申し入れました。

2つ目は、人口減少・少子化対策についてであります。本町は人口減少が著しく、令和4年4月1日に過疎地域に指定されました。人口減少対策も喫緊の課題であります。人口減少の緩和策として、出生数を増やすこと、移住者を増やすことだと誰もが言いますが、その具体方策は示すに至っていない

現実を直視して、事業化を図りたいと考えております。北川町長のときに、本町における宅地化可能調査が実施されております。その場所は尼子駅周辺と甲良町役場周辺が、候補の優先であると聞いています。私は選挙戦で、人口減少の具体策として、尼子駅周辺に若者向け住宅用地の創出事業を挙げました。甲良町から若者の流出を止める。そして、特に近隣市町からの若者世代の流入人口の増加対策として有効だと考えております。土地利用計画の見直しに伴い、特に農地振興地域調整計画の計画変更など、困難な課題に直面することは容易に想定できます。しかし、本町の課題に果敢に立ち向かう努力もしなければ、施策の課題の実現はできません。課題は可能へのチャレンジでありますので、相応の覚悟をして立ち向かう決意をしております。議員の皆さんと一緒に協賛、議論させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、3つ目は農業・建設業の持続発展の方策についてであります。建設業においても、建築資材の価格の高騰、農業においても、飼料・肥料の高騰など、取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。農業においては後継者、人材の問題、高付加価値作物、特産品の開発、担い手農業、集落営農法人の経営などなどの課題。建設業においても、中小零細企業の経営強化、人材確保、事業継承など、地域経済の活性化のために、異業種の交流をはじめ、農業委員会、県農業農村振興事務所、JA東びわこ、商工会、金融機関、道の駅スタッフのお知恵をお借りし、組織連携して方策を改善に努めてまいりたいと考えております。

4つ目はDX、デジタルトランスフォーメーション推進であります。DXはデジタル技術を社会に浸透させ、人々の生活をよりよいものに変革することです。IT社会の到来に、避けて通ることができない取組であります。国ではデジタル庁をはじめ、各省庁がDX推進を国策として進めようとしています。県国保連合会においては、国の標準システムに移行するロードマップによって、全国の市町村においても、令和6年度と7年度の2カ年において、国の標準システムの20業務と標準化対象外の30業務の、合計50業務をロードマップどおりに移行するスケジュールとなっております。その財源を国庫補助金で手当てができるかは、予断を許さない状況だと聞いております。いずれにいたしましても、小規模自治体こそが積極的にDX施策に取り組むべきだとされていますので、行政システムの標準化のみならず、町民が使える便利だと実感できる事業導入等の取組につなげていきたいと考えております。

5つ目は、甲良町の一番大きな問題になっておりますが、産業誘致についてであります。平成26年7月30日、大林組から池寺地先の山林28.9へ

クタールの用地を寄付を受けてから、令和5年7月まで9年経過しております。この間、甲良町総合計画の甲良町の活性化と雇用の拡大をめざすことが掲げられていますが、産業誘致が進められてきました。滋賀県が保有する産業誘致の事業用地では、本町が最大の面積を保有しているところであります。本年度には、県において滋賀県産業誘致戦略が策定され、県の産業立地推進室のバックアップを要望しつつ募集を行ってまいりましたが、企業の応募はありませんでした。これまで以上に滋賀県の後押しをいただきながら、企業の進出動向の情報収集を続け、公募方式での産業誘致の取組を続けてまいりたいと考えております。昨年夏に、国道307からの進入路の用地が一部未買収であることが判明しましたので、これらの用地を早急に完了するよう用地交渉を進めてまいります。この産業誘致につきましては、進捗状況を議会に報告し、協議して進めていくことになっておりますので、重点推進事業として取り組んでまいり所存であります。

以上、5つに絞って私の所信を申し上げます。

そして、最後に、地方公共団体は社会全体の安定、向上させ、住民の福祉増進を図るということ、いわゆるそれぞれの施策事業を通じて、住民が安心して甲良町に住んでよかったと実感できるまちであることだと思っております。町民の代表の議員の皆さんとの対話を基調に、町民目線で施策議論を重ね、連携するところは連携し、町民に信頼される開かれた町政、明るいまちをつくるため努力したいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

そこで、提案説明に先立ち、就任日から本日まで、1月29日午後2時から豊栄のさとで開催されました彦根愛知犬上広域行政組合管理者会議に出席しました。

同日午後4時から豊栄のさとで開催されました令和5年度第2回湖東定住自立圏推進協議会に出席しました。

1月31日午後1時30分から、湖東広域衛生管理組合で開催されました、令和6年第1回管理者会議に出席しました。

1月29日と2月1日に、就任のご挨拶に滋賀県庁に伺いました。

そして、昨日も令和6年度の予算査定に臨んでいるところです。新年度予算も、大枠ではありますが、財源不足の状況であります。来る甲良町議会3月定例会には、私が編成する初めての当初予算を提出することになります。不十分な点があるかと思いますが、議会の審議の中で、議員の皆様のご意見をいただきたいと存じます。

それでは、本日提案させていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

同意第1号は、甲良町監査委員の選任につき、同意を求めるものであります。

議案第1号は、甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例で、戸籍法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第2号は、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。町長の就任日から、町長の給与について、附則第9項及び第14項の削除規定を削除するものであります。

議案第3号は、令和5年度甲良町一般会計補正予算（第6号）で、777万円を増額し、総額42億5,476万円とするものであります。

補正内容といたしましては、歳入の部では、国庫支出金として、番号制度システム整備費補助金380万円、町費として、甲良西こども園電気設備整備事業債2,020万円などを増額いたし、歳出では、戸籍住民基本台帳として、システム改修委託を380万円、農業費として、農業施設整備工事396万円などを追加するものであります。

議案第4号は、令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、8,462万7,000円を追加し、総額9億6,344万7,000円とするものであります。

主な内容としては、歳入では、県支出金として、保険給付費等交付金は8,462万7,000円を追加し、歳出では、療養諸費として、保険給付費保険者負担金7,129万2,000円、高額療養費として、高額療養費負担金1,271万4,000円などを追加するものであります。

以上、簡単ではございますが、本日提出しました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な同意、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 町長の所信表明が終わりました。

これより、町長の所信表明について質疑はありませんか。質疑があれば、よろしいですか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 内容についての質疑ではないんですけども、いろいろ検討も、私たち議員も必要ですので、3月議会に、私は所信表明を含めて寺本町長の基本姿勢を尋ねていきたいというように思います。

以上です。

○丸山議長 町長に対して質疑があれば、どうぞ。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、追加日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙は投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票で行うことに決定いたしました。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○丸山議長 ただいまの出席議員は10人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 福原議員、2番 木村誠治議員を指名します。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙の配布)

○丸山議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○丸山議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

(点呼)

(投票)

○丸山議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

福原議員、木村誠治議員、開票の立会をお願いします。

(開票)

○丸山議長 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、小森議員9票、木村修議員1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、小森議員が副議長に当選

されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○丸山議長 ただいま副議長に当選されました小森議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました小森議員の挨拶があります。

○小森議員 副議長就任の挨拶をさせていただきます。

このたび、副議長に選任されました小森正彦です。初めての大役ということもあって、不慣れなこともあります。皆様のご期待に沿えるよう努力してまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。新体制となった丸山議長のもと、議員が一団となるよう頑張っていく所存でございますので、どうかお力をお貸しください。お願いします。

甚だ簡単ではございますが、これをもちまして、副議長就任の挨拶とさせていただきます。

○丸山議長 小森議員、ありがとうございました。

ここで、しばらく休憩します。

(午後 2時47分 休憩)

(午後 3時03分 再開)

○丸山議長 会議を再開します。

追加日程第5 常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りします。

本件については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布いたしました一覧表のとおり指名をいたしたいと思いますが、これに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第6 発議第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第1号 議会広報特別委員会設置に関する決議(案)。

上記の議案を提出する。

令和6年2月5日。

甲良町議会議長。

○丸山議長 本案につきましては、私から提案説明を行います。
議会広報特別委員会設置に関する決議（案）。
次のとおり、甲良町議会広報特別委員会を設置するものとする。
名称。
甲良町議会広報特別委員会。
設置の根拠。
地方自治法第109条及び委員会条例第5条。
目的。
議会の審議内容及び活動の実態を広く町民に周知し、町民と議会をつなぐ重要な役割として広報活動の充実を図るもの。
委員定数は5人。
以上です。
説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、発議第1号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。
起立全員であります。
よって、発議第1号は可決されました。
追加日程第7 議会広報特別委員会委員の選任の件を議題といたします。
お諮りします。
本案については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布しました一覧表のとおり指名をいたしたいと思いますが、これに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。
起立全員であります。
よって、そのように決定いたしました。
ここで、各常任委員会及び議会広報特別委員会におかれましては、次の休憩中に各委員会を開催されまして、委員会条例第8条第2項の規定により、

委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、議事の都合により、しばらく休憩します。

(午後 3時08分 休憩)

(午後 3時18分 再開)

○丸山議長 会議を再開します。

さきの休憩中に、各委員会及び議会広報特別委員会が開催されました。委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果、総務民生常任委員長に西澤議員、副委員長に福原議員、産業建設常任委員長に山田議員、副委員長に藤居議員、予算決算常任委員長に西川議員、副委員長に木村誠治議員、議会広報特別委員長に小森議員、副委員長に福原議員がそれぞれ互選されたので、ここで報告します。

追加日程第8 議会運営委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りします。

本案については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布いたしました一覧表のとおり指名いたしたいと思いますが、これに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

議会運営委員会におかれましては、次の休憩中に各委員会を開催されまして、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、議事の都合により、しばらく休憩します。

(午後 3時20分 休憩)

(午後 3時23分 再開)

○丸山議長 会議を再開します。

さきの休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果、委員長に小森議員、副委員長に西澤議員が選任されました。

追加日程第9 彦根市・犬上郡営林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

彦根市・犬上郡営林組合議会議員に、小森議員と福原議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました小森議員と福原議員が、彦根市・犬上郡営林組合議会議員に当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小森議員と福原議員が、彦根市・犬上郡営林組合議会議員に当選されました。

ただいま彦根市・犬上郡営林組合議会議員に当選されました小森議員及び福原議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程第10 大滝山林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

大滝山林組合議会議員に木村議員、私、丸山、野瀬議員、西川議員を指名いたしたいと思います。

お諮りします。

ただいま指名いたしました木村議員、私、丸山、野瀬議員、西川議員を大滝山林組合議会議員に当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

(発言する者あり)

○丸山議長 すいません。木村修議員です。すいません。木村修議員です。

よって、ただいま指名しました木村修議員、私、丸山、野瀬議員、西川議員を大滝山林組合議会議員に当選されました。

ただいま大滝山林組合議会議員に当選されました木村修議員、私、丸山、野瀬議員、西川議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第11 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名で行いたいと思えます。指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

湖東広域衛生管理組合議会議員に山田議員、藤居議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました山田議員、藤居議員を湖東広域衛生管理組合の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように指名いたします。

山田議員と藤居議員が湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました山田議員、藤居議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程第12 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に、西澤議員、木村誠治議員を指名いたしたいと思います。

お諮りします。

ただいま指名いたしました西澤議員と木村誠治議員を彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました西澤議員と木村誠治議員が彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました西澤議員、木村誠治議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

次に、追加日程第13 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員については、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、関係市町の議会の議員並びに長及び副市町長のうちから、各関係市町の議会において1人を選挙するとなっています。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名で行うことに決定しました。

指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に寺本町長を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました寺本町長が当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、寺本町長が滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました寺本町長が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

次に、追加日程第14 同意第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第1号 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年2月5日。

甲良町長。

○丸山議長 地方自治法第117条の規定により、木村議員の退場を求めます。

(8番 木村修議員退場)

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 同意第1号 甲良町監査委員の選任につきまして、同意を求めることについてご説明申し上げます。

下記の者を甲良町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

住所 甲良町大字池寺681番地。

氏名 木村修氏。

生年月日 昭和24年10月29日。

木村修氏につきましては、平成20年2月5日より議会議員として務められ、その間、議長及び監査委員、各委員会委員としてご活躍いただいております。経験、識見ともに監査委員に適していることから、今回、監査委員として同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。よろしいですね。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 監査委員は、この議会の構成としても、それからまた対行政との関係でも大変大事な職責です。法を読みますと、2人の甲良町の監査委員なんですけども、対等、平等です。役職としては専門職が上になりますけれども、それぞれ合議体ではありません。それぞれが、監査委員が監査をした上での監査結果を、合議体になる前に、それぞれの意見が表明できます。

それから、もう一つは、定例の監査もありますけれども、臨時監査があります。そういう点で、気がつけば臨時監査をきちっと提起をしてもらって、問題点を把握すると。こういう、いろいろ以前の着服事件などがありました。そういう点でも、長年発見できなかったというのがあります。ですから、その端緒を見つめることができる、そういう役割ですから、ぜひともそういうところに目を光らせて、いいものはいい、悪いものは悪い、それを遠慮せずに、ぜひやっていただきたいということを申し上げて、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第1号は同意されました。

ここで、木村議員の入場を許可します。

(8番 木村修議員入場)

○丸山議長 8番 木村議員の入場を許可しました。

木村議員に申し上げます。

ただいまの同意案件は同意されましたので、報告いたします。

次に、追加日程第15 議案第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第1号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年2月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

住民人権課長。

○西村住民人権課長 議案第1号 甲良町手数料条例の一部を改正する条例ということで、昼までの全協のときに、新旧対照表がちょっと見にくい体裁でしたので、直していきまして、今、初めに机の上に置かせていただいたので、それを見ていただいた方が、列が合わせておりますので、よろしく願いいたします。

甲良町手数料徴収条例の一部改正についてご説明させていただきます。

戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日から施行されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布され、令和6年3月1日から施行されることから、町の手数料を定める必要があるため、甲良町手数料徴収条例の改正について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、お手元の、まず新旧対照表の1つ目、戸籍証明書の広域交付ということで、現在は本籍地でしか戸籍証明書を取得できませんが、本籍地以外でも戸籍証明書が取得できるようになることから、広域交付に係る戸籍証明書を含める旨を追加しております。手数料は、本籍地で交付する戸籍証明書と同じ450円、除籍証明書は750円ということで、新旧対照表1つ目、2つ目のところに、戸籍証明書、除籍証明書とありますが、広域交付の関係で改正になります。

その次でございます。現在、戸籍証明書等の提出を紙で求められている行政手続において、戸籍電子証明書提供用識別符号を提供することで、戸籍証明書等の提出に代えることができます。この戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を新規で定めておきまして、それが400円でございます。新旧対照表の1ページ目の3つ目のところに、1件につき400円ということで、これは右側は空白になっておりますので、新たに追加させていただいたものということになります。

おめくりいただきまして、新旧対照表の2ページでございます。2ページの真ん中のところでございます。またこれも除籍証明書関係でございまして、除籍戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料についても新規で定めており、700円ということで追加をさせていただいております。ただし、情報提供等記録開示システム、いわゆるマイナポータルを通じて識別符号の発行を行える場合と、識別符号と同じ内容の戸籍証明書を同時に請求する場合は、識別符号の交付手数料は無料でございます。また、こういった場面で使用されるかについては、現在のところパスポートセンターを想定されているということです。

続いて、3 ページの一番上の新旧対照表、3 ページ目ですね。1 段目、2 段目、3 段目でございますが、こちらにつきましては、届出等情報内容証明書の発行についてでございます。現在、届書は届出後の一定期間を過ぎると、保管場所である法務局に送付するため、届出書記載事項証明書は法務局でしか発行されませんでした。今後は戸籍システムにデータで保管するため、届書の受理地及び本籍地においても届出書記載事項証明書が発行できる旨を追加しております。

以上、この条例は令和6年3月1日から施行するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、追加日程第16 議案第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第2号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年2月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

町長。

○寺本町長 議案第2号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

条例を次のように一部改正いたしたいものでございます。

附則中、第9項を削りまして、10項、11項、12項、13項を1項ず

つ繰り上げるものであります。

附則中、第14項を削りまして、15項から18項につきましては、2項ずつ繰り上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年1月26日から適用するものでございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 今回、新町長というので就任をされた結果、附則で40%カットというのが残っていました。それについて、改めるべきだという議案だと思えますが、そういう内容でした。そういうようにしようと思った、町長として思った点、それから、40%カットになった経過については全協でも聞きましたけども、過去の事例だということなんですけども、それを受けて、新町長としては、私自身は正常な状態ではなかったなというように思います。その正常でなかった状態は、それぞれ理由があるわけですけども、野瀬町長の反省が足りなかったというのが議会で議論されたことがあります。寺本町長としてはどういうふう感じておられたか、所信を聞いておきたいと思えます。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 元に戻すいう、原則に戻すのが原点だと私は、条例を元に戻すというのが原則でございます。今言うてる前野瀬町長との議会とのやり取りは、私は特別存じておりません。それについての感想を述べるべきものでもないと思っております。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 賛成に当たって討論を行います。

40%カットは野瀬町長のペナルティーに属するものであることから、本則に戻すことについては、通常に戻られたという点で認識をしています。ただ、寺本町長においては甲良町の財政事情に鑑み、また、町民の感覚ですね、低所得が大変多い状況の中で、この町長の給与の水準がどうなのかという点では、審議会を開いていただいて、そこで議論を行っていただくと。つまり、客観的にどうするのか。つまり、甲良町だけではできませんけども、他の町、

市町を見ていますと、やはり一般的な給与体系から比べると、かなり水準が高いわけです。そういう点も含めて議論をしていただいて、しかるべき検討をしていただいて、提案されるように、ぜひ求めておきたいというように思いますので、よろしくをお願いします。

○丸山議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第2号は可決されました。

次に、追加日程第17 議案第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第3号 令和5年度甲良町一般会計補正予算(第6号)。

上記の議案を提出する。

令和6年2月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、私の方から、議案第3号 令和5年度甲良町一般会計補正予算(第6号)についてご説明申し上げます。議案書を1枚おめくりください。予算書案の方でご説明をさせていただきます。予算書案の裏面をお願いいたします。

令和5年度甲良町一般会計補正予算(第6号)の内容でございます。

まず、第1条としまして、歳入歳出予算のそれぞれに777万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億5,476万円とするものがございます。その内容については、第1表のとおりでございます。

また、第2条としまして、繰越明許費の補正でございます。こちらについては、第2表の方でご説明の方を申し上げます。

3条としまして、地方債補正でございます。第3表の方でご説明させていただきます。

まず、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入の部でございますが、款項及び補正額、議決事項である款項及び補正額のみ読み上げの方をさせていただきます。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正額380万円。

18款 繰入金、2項 基金繰入金、補正額2,593万円の減額。

21款 町債、1項 町債、補正額2,990万円。

合計補正額777万円でございます。

おめくりください。裏面でございます。

歳出の部でございます。こちらも歳入と同様でございます。

2款 総務費、3項 戸籍住民基本台帳費、補正額380万円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、こちらについては、補正額としてはございません。

6款 農林水産業費、1項 農業費、補正額397万円。

10款 教育費、1項 教育総務費、補正額としては表示がございません。財源更正でございます。

補正額合計777万円でございます。

歳入歳出同額で、補正後額はいずれも42億5,476万円でございます。

続きまして、第2表 繰越明許費補正でございます。いずれも追加となります。

2款 総務費、3項 戸籍住民基本台帳費、事業名 戸籍住民基本台帳費（住基システム改修事業）、金額1,179万7,000円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、事業名 保健福祉センター運営事業（保健福祉センター改修事業）でございます。金額143万2,000円でございます。

10款 教育費、1項 教育総務費、事業名 教育施設整備費（西こども園電気設備整備事業）、2,970万円でございます。

10款 教育費、1項 教育総務費、事業名 教育施設整備費（西小学校安全確保事業）、金額623万1,000円でございます。

おめくりください。第3表 地方債補正でございます。

まず、追加でございます。

起債の目的。

甲良西こども園電気設備整備事業債、限度額2,020万円。

英語指導助手派遣事業債（ソフト事業）、限度額950万円。

いずれも起債の方法については、証書借入れ又は証券発行、借入れ時期は令和5年度、ただし、財政の都合等により、記載金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

変更でございます。

起債の目的。

福祉医療助成事業（ソフト事業）、補正前限度額1,770万円。補正後限度額1,790万円。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

以上になります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 8ページの歳入の、町債等の関連をしますが、全協で過疎債、過疎対策事業債については、限度額が3,500万円という説明がありました。これは一事業について3,500万円という枠があるのか、最後まで聞いてくださいね。年度中、つまり、令和6年度ないしは令和5年度、年度内の制限額であるのか、追加で出てくると言われましたけども、そうしますと、3,500万の枠を超える場合が出てくるわけですけども、このことについてはきちんと、学習は私、していないのが問題なんですけども、今日初めて全協で説明がありましたので、その3,500万円の枠の意味ですね、説明いただけますか。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 ご質問にお答えします。

過疎対策事業債、ハード事業についてもソフト事業についても、地方財政計画及び地方債計画という国の計画で、その総額が定められております。それを各市町村、あるいは県などに配分がされます。その配分方法については国の方で決定されるわけなんですけれども、うちソフト事業に関しましては、ハードという建物であったり道路であったり、そういうハード系のもの以外のソフト事業については、地方交付税の算定に用います基準財政需要額というのがあるんですけれども、この基準を国の定める式に当てはめると、3,500万を下回る場合は3,500万が上限と、これが年度上限です。事業が幾つあろうとも、年度間の3,500万が上限になります。ただし、財政力指数という各市町の裕福度をはかる指数があるんですが、これが一定の数字以下の場合、その基準額、3,500万の2倍までは国が、最大許せると。ただし、この許す範囲というのが、全国の過疎対策事業債の、今年借りたいという要望額のうち、一定規模が余ってきた場合のみ配分されるというものですので、今回は年度中、過疎対策事業債の国の総枠の中で一部余りが出てきたということで、ソフト事業が一定、甲良のように財政が脆弱なところに一定配分がいただけたという形で、今回については1,000万ぐらいですけれども、追加配分がいただけたというものになっております。

以上になります。

○丸山議長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 討論はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 過疎債、有利だ、有利だというように大枠で思いますけども、あくまでやっぱり借入金なんですよね。それで膨らんだら、他の事例で、返済が始まる段階で一般会計を圧迫してしまうという点がありますので、国が制限を加えているというものの、自己規制で十分な議論と、それから検討が必要で、そういうところを加味していただいて財政運営に当たっていただきたいということを申し上げて、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、追加日程第18 議案第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第4号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

令和6年2月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

住民人権課長。

○西村住民人権課長 すいません、議案第4号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について説明させていただきます。

予算書の裏面をお願いいたします。

令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次のとこ

ろによるものでございます。

歳入歳出予算第1条、今回は歳入歳出それぞれ8,462万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億6,344万7,000円とするものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入、4款 県支出金、1項 県負担金、補正額8,462万7,000円。

合計8,462万7,000円です。

おめぐりいただきまして、2ページ、歳出、2款 保険給付費、1項 療養諸費、補正額7,191万3,000円。2項 高額療養費1,271万4,000円。

補正額合計8,462万7,000円です。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第4号は可決されました。

次に、追加日程第19 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、追加日程第20 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書

のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○寺本町長 令和6年第1回臨時会の閉会にあたりまして、御礼を兼ねまして一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会におきまして、監査委員の選任についての同意、条例改正並びに補正予算の議決を賜り、厚く御礼申し上げます。本日から新たな体制が整い、スタートを切りました。様々な行政課題が山積しておりますが、しっかりと行政運営をしてまいりたいと思います。

議員の皆様におかれましても、町政の発展にご活躍されるとともに、町政運営の一層のご理解とご協力を賜りますよう祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、令和6年第1回甲良町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時00分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会臨時議長 西 川 誠 一

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 福 原 守

署 名 議 員 木 村 誠 治